

平成24年5月14日

各 位

アルプス中央信用金庫

貸付の条件の変更等の実施状況について
(平成24年3月末時点)

平成21年12月4日に施行された「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の法第4条、法第5条に基づく措置に対する当金庫の平成24年3月末時点の実施状況は、次のとおりであります。

金融円滑化法に対する当金庫の取組み方針・苦情相談への対応・経営改善支援等に対する取組み等についても併せて公表いたします。

「金融円滑化に関する取組み概要」の公表について

アルプス中央信用金庫は「中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「金融円滑化法」という）への取組み方針や地域金融の円滑化へ向けた態勢整備を行うため、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規程」を制定しました。

当金庫では、これらの方針に基づき、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給するとともに、お客様の悩みや問題解決に積極的に取組み、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化へ全力で取組んでまいります。

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定的な資金供給やお客様の悩みや問題解決に対する相談業務は、定款で認められる限られた地域を営業エリアとする当金庫にとって、地域活性化のためにも重要な社会的使命であると認識しております。お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みやご相談があった場合には、これまで以上に、お客様の抱えている問題等を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ① 「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規程」を策定（平成22年1月12日）し施行（平成22年2月1日）しました。
- ② 金融円滑化管理全般を統括する部門を審査部とすることとし、金融円滑化管理責任者に金融円滑化管理部門の担当理事を選任しました。（平成21年12月30日）
- ③ 顧客説明管理責任者に各営業店の支店長、顧客サポート管理責任者を各営業店の次長を任命しました。（平成22年2月1日）

3. 他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要性が生じた時は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

1. 記録の保存

お客様からの貸出条件の変更等に関するご相談を受けた場合には、営業店は真摯に対応し、その内容を所定の書類へ記録し、保存するとともに進捗状況の管理を行っています。また、作成された書類は、営業店にて5年間保存いたします。

2. 実施状況の報告

お客様からの貸出条件の変更等に関する受付状況や進捗状況等は、営業店で集計後、審査部で取り纏めております。審査部は随時、金融円滑化管理責任者に対してその内容を報告しております。金融円滑化管理責任者はその結果を受け常勤理事会へ報告を行うとともに、重要事項については必要に応じて理事会に付議・報告しております。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

1. 金融円滑化相談窓口の設置

①中小企業や個人事業主のお客様からの「資金繰」及び「ご返済条件の見直し」や住宅ローンをご利用されているお客様からの「ご返済条件の見直し」等の相談にお答えするため、営業店全店に金融円滑化相談窓口を設置しております。

ご利用時間：平日9時～15時（平成21年11月30日）

②貸付条件の変更に関する相談に伴う専用電話（直通）を審査部へ設置しました。

対応時間：平日9時～17時 専用電話番号 0265-74-9617
（平成21年12月15日）

③審査部に設置した専用電話をフリーダイヤルに切替えました。

対応時間：平日9時～17時 フリーダイヤル 0120-173017
（平成22年4月14日）

2. 本部における苦情相談窓口の設置

お客様から寄せられた苦情相談については、その内容を真摯に受け止め本部コンプライアンス室が原因等を分析し、再発防止に生かすべく金融円滑化苦情相談窓口を設置しました。（平成21年12月30日）

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

1. 経営改善支援

本部審査部内にある経営改善支援室は営業店と一体となって、お客様の経営改善に対する支援を実施しております。また、必要に応じて中小企業再生支援協議会と連携し、事業再生に取り組んでいます。

2. 経営改善計画書の策定支援

お客様の経営改善計画書の策定を営業店および経営改善支援室がお手伝いさせて頂くとともに、策定後の経営改善計画書の進捗状況のモニタリングを行っております。

3. 営業店に対する指導

経営改善支援室では営業店職員の金融円滑化に対する知識平準化を図るため出前研修を行い、経営改善計画書の作成指導等を行っております。

4. 外部コンサルタントとの連携

当金庫では、より専門的な経営指導を行うべく外部コンサルタントと連携し、地域内企業に対する経営相談・支援機能を強化し、積極的に地域経済の活性化に取り組んでいます。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表4まで）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,007	4,848	8,228	11,346	15,896	19,365	23,299	26,526	30,749	34,882		
うち、実行に係る貸付債権の額	292	3,176	6,594	10,509	14,487	18,453	21,917	24,802	29,690	32,730		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	14	85	190	344	353	371	402	686	711		
うち、審査中の貸付債権の額	714	1,621	1,453	547	966	424	858	1,163	197	1,256		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	36	95	98	98	134	152	158	175	185		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた 貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	123	961	1,490	2,197	3,154	4,321	4,887	5,643	6,733	7,734		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた 貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	11	25	35	59	66	66	71	155	164		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	82	291	519	756	1,023	1,293	1,567	1,773	2,052	2,315		
うち、実行に係る貸付債権の数	35	211	413	666	935	1,208	1,446	1,684	1,950	2,182		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2	8	14	16	21	22	25	30	37		
うち、審査中の貸付債権の数	47	66	80	56	52	40	68	32	38	58		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	12	18	20	20	24	31	32	34	38		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	23	124	215	350	492	630	739	861	1,010	1,144		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	1	5	7	8	12	12	14	17	19		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	66	216	304	452	574	654	751	917	1,064	1,139		
うち、実行に係る貸付債権の額	8	114	232	327	426	505	561	710	900	972		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	28	33	34	50	58	58	75	93	93		
うち、審査中の貸付債権の額	58	69	21	28	33	24	66	66	0	3		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	3	16	62	63	65	65	65	70	70		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	9	24	36	49	63	70	78	89	104	110		
うち、実行に係る貸付債権の数	1	11	24	33	44	51	58	66	83	88		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	3	4	5	6	7	7	9	10	10		
うち、審査中の貸付債権の数	8	8	3	3	4	2	3	4	0	1		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	5	8	9	10	10	10	11	11		